



学校法人国際学園と学校法人北海道櫻井産業学園との包括連携協定書

学校法人国際学園（以下「甲」という。）と学校法人北海道櫻井産業学園（以下「乙」という。）とは、人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力して相互の発展に資するための包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

尚、本協定締結に伴い、平成25年2月15日付で甲と乙とが締結した「連携合意書」は、廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、教育研究活動の充実、教育内容の充実、人材の育成、地域社会への貢献、教職員の資質向上及びお互いの資源の有効活用の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。

- （1）教育内容・研究の充実を目的とした人事交流
- （2）教育内容の充実
- （3）それぞれが所有する施設設備の共同利用
- （4）それぞれの教職員の資質向上に関する協働
- （5）その他の諸活動に対する情報交換・協働
- （6）その他、甲及び乙が必要と認めること

（実施方法）

第3条 前条に定める連携・協力事業の具体的な実施については、定期的に甲乙協議の上、実施するものとする。

（連携協力会議の設置）

第4条 第2条に定める連携・協力事項を円滑に推進するため、甲乙協議の上、「連携協力会議」を設置するものとする。

2 連携協力会議の詳細は、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第5条 本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも申し出のない時は、更に5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議により解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

2015年12月22日

甲 横浜市青葉区さつきが丘 8-80
学校法人国際学園
理事長

乙 北海道北広島市中の沢 149
学校法人北海道櫻井産業学園
理事長





